青梅市ｅスポーツ事業実施業務委託にかかるプロポーザル実施要領

１　目的

青梅市は、第２期青梅市スポーツ推進計画において「誰もがスポーツに親しみ、熱気のあるまち・おうめ」を基本理念として掲げており、市民のスポーツ実施率向上を推進している。

本事業では、第２期青梅市スポーツ推進計画に沿い、ｅスポーツを活用して「こどもたち一人ひとりが主役として輝くことができる居場所の創出」「新たな生涯スポーツの推進」「多様性を認め合う共生社会・多世代交流の実現」などを目指すにあたり、同種のイベントの企画運営の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識を有する者に本事業の企画運営業務を委託することとする。業務委託にあたり、業務内容の提案、価格、業務実績などの諸条件を満たす受注者を選定するため、プロポーザル方式による事業者選定を行うことを目的とする。

２　業務内容

別紙「青梅市ｅスポーツ事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）にもとづき実施する。

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　見積上限額

１４，８４６，０００円（消費税および地方消費税を含む）

５　選考方法

提出された会社概要書、企画提案書、見積書等の書類および提案者によるプレゼンテーション、プレゼンテーションに対する質疑応答の内容を、青梅市ｅスポーツ大会実施事業業務委託プロポーザル選定委員会が、別紙審査基準により総合的に審査・評価し契約候補者を決定する。

６　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とし、参加資格の確認後、契約候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治体施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４第１項

の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。） の申請を認めない。

(3) 青梅市競争入札等参加者資格者指名停止基準（平成１９年４月１日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

7　スケジュール

項目	日程
①実施要領等配布期	令和８年７月１０日（金）から 令和８年７月２４日（金）まで
②参加資格確認申請書等の受付期	令和８年７月１０日（金）から 令和８年７月２４日（金）まで
③参加資格確認結果通知	令和８年７月３１日（金）
④施設見学会申込締切	令和８年８月　４日（火）正午
⑤施設見学会	令和８年８月　５日（水） ８月　７日（金）
⑥質問締切	令和８年８月２１日（金）
⑦質問回答	令和８年８月２８日（金）
⑧企画提案書等の提出締切	令和８年９月　４日（金）
⑨プレゼンテーション実施	令和８年９月１８日(金)(予定)
⑩審査結果通知	令和８年９月中旬以降
⑪契約締結	令和８年９月下旬以降

８　参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和８年７月１０日（金）から令和８年７月２４日（金）

午後５時まで（必着）

(2) 提出書類

ア　参加資格確認申請書（様式第１号）　１部

イ　会社概要書（様式第２号）　１部　※ 沿革、代表者の履歴等

(3) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールとする。

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア　直接持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、平日午前８時３０分から正午までおよび午後１時から午後５時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来所すること。

イ　郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

なお、本市は郵送の事情による事故等については責任を一切負わない。

ウ　電子メールの場合

メール件名は「青梅市ｅスポーツ実施事業業務委託プロポーザル（企業名)」とすること。

なお、メール送信後、下記提出先に電話にて送信した旨を連絡すること。

(4) 提出先

青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１

電子メールアドレス　div7540@city.ome.lg.jp

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２３９３）

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

参加資格確認申請書等の提出のあった事業者に対し、令和８年７月３１日（金）までに、様式第１号に記載するメールアドレス宛てに回

答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合は、指名通知を兼ねるものとする。

９　施設見学会の開催

(1) 申込方法

施設見学を希望する事業者は、参加資格確認結果通知後、令和８年８月４日（火）正午までに、電話にて青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課にその旨連絡をすること。なお、現場見学においては仕様書内容等に関する質疑は一切認めない。質問がある場合は、所定の期日までに質問書を提出すること。

(2) 見学施設

ア　青梅市総合体育館

イ　青梅市文化交流センター

(3) 実施日時

時間は発注者が別途指定する。

ア　青梅市総合体育館　　令和８年８月５日（水）

イ　青梅市文化交流センター　令和８年８月７日（金）

(4) 集合場所

ア　青梅市総合体育館　西側正面出入口

東京都青梅市河辺町４丁目１６番地１

イ　青梅市文化交流センター　南側出入口

東京都青梅市上町３７４番地

(5) その他

ア　参考資料１「【青梅市総合体育館】１階平面図」、参考資料２「【青梅市文化交流センター】各階平面図」、参考資料３「【青梅市文化交流センター】コンセント設備図」および参考資料４「【青梅市文化交流センター】備品一覧」を参照し、必要な場合にのみ施設見学会への申し込みを行うこと。

イ　施設見学会への参加は、各事業者２名までとする。

(6) 連絡先

青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

電話番号　０４２８―２２―１１１１（内線２３９３）

電子メールアドレス　div7540@city.ome.lg.jp

10　質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、所定の様式（様式第３号）により質問書を電子メールにより次の宛先まで提出すること。

なお、メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス　div7540@city.ome.lg.jp

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２３９３）

(2) 質問期限

令和８年８月２１日（金）正午まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず参加資格を認められた者全てに対し、令和８年８月２８日（金）までに電子メールで回答する。

11　企画提案書等の提出書類

プロポーザルに参加する者は、次の各書類等を作成し提出すること。

(1) 企画提案書　８部

提出部数は８部（１部にのみ企画提案書等提出書（様式第４号）を添付）とする。

規格については、Ａ４サイズ（縦・横は自由）、表紙・目次を除き両面印刷で３０ページ以内（１５枚）とし、ページ番号を記載すること。

また、Ａ３サイズの資料を添付する場合は片面２ページとしてカウントし、Ａ４サイズに折りたたむこと。

なお、作成に当たっては、別紙仕様書の内容を踏まえ次の項目を記載すること。

ア　業務実績

次の項目について､地方自治体実績等の業務実績を記載すること。

(ｱ) ｅスポーツ大会の運営実績

(ｲ) ｅスポーツ体験会の運営実績

イ　企業資格および有資格技術者

本業務に関係する企業資格の取得状況および本業務の関連資格等を有した技術者の有無について記載すること。

ウ　業務実施体制

本業務における実施体制を記載すること。

(2) 見積書および見積内訳書

（任意様式の見積書）　１部

本業務の内訳および合計金額（消費税および地方消費税を含めたもの）を明記したもの。ただし、第４項の見積上限額を超えないこと。

また、見積書には代表者の印を押印すること。

12　企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和８年９月４日（金）午後５時まで（必着）

(2) 提出時間

土・日曜日および祝日を除く平日の午前８時３０分から正午までおよび、午後１時から午後５時まで

(3) 提出場所

青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

青梅市東青梅１丁目１１番地の１

(4) 提出方法

直接持参または郵送とする。

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア　直接持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、平日午前８時３０分から正午までおよび午後１時から午後５時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来所すること。

イ　郵送の場合

一般書留、簡易書留、特定記録郵便またはレターパックプラスのいずれかの方法で送付すること。

また、郵送する場合は、その旨を事前に電話連絡し、封筒には「青梅市ｅスポーツ事業実施業務委託にかかるプロポーザル企画提案書」と記載すること。

なお、本市は郵送の事情による事故等については責任を一切負わない。

13　参加の辞退

都合により事態を申し出る場合は、次のとおり書面により参加辞退届出書を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札、契約において不利益は生じない。

(1) 提出期限

令和８年９月４日（金）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

参加辞退届出書（様式第５号）を直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

なお、メールで提出する場合、件名を「青梅市ｅスポーツ事業実施業務委託にかかるプロポーザル辞退届出書（会社名)」とすること。メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

(3) 提出先

青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

青梅市東青梅１丁目１１番地の１

電子メールアドレス　div7540@city.ome.lg.jp

14　プレゼンテーションの実施

(1) 実施予定日

令和８年９月１８日（金)（予定）

日時会場等の詳細は参加事業者に別途通知する。

(2) 実施方法

次のとおりプレゼンテーションを実施するものとする。

ア　プレゼンテーションにかかる時間は、１社当たり約４５分（説明３０分、質疑１５分程度）とする。

なお、準備、片付け時間は各５分以内とする。

イ　参加者が事前に提出した企画提案書にもとづき実施すること。

ウ　プレゼンテーション参加者は３名以内とする。

また、本業務の主担当となる者が行うこと。

エ　プロジェクター、ＨＤＭＩ接続ケーブルおよびスクリーンは発注者が用意する。ただし、プレゼンテーション用端末等必要な機材は各社で用意すること。

なお、プロジェクターの仕様上、ＨＤＭＩ端子にて出力が可能な機材を用意すること。(使用しない場合はプレゼンテーション前日までに連絡すること。)

15　配点

評価項目	内容	配点
企画提案書の提案内容	実績・体制・資格・技術者・情報セキュリティ	３０
	ｅスポーツ大会	６０
	ｅスポーツ交流会	４０
	体験型デジタルスポーツ	３０
	広報・協賛	１５
	自由提案	１５
見積書	見積金額	１００
プレゼンテーション	提案内容説明	１０
合　　計		３００

※最低基準点は１８０点とし、満たない場合は失格とする。

16　審査結果

審査結果については、令和８年９月中旬以降に、参加を辞退した者および当日参加しなかった者を除く参加事業者に通知する。

17　契約の締結

(1) 選定された契約候補者は、契約の際の発注者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。

(2) 当該契約に当たり、プロポーザルの性質上、企画提案書に記載した内容をもって契約するとは限らない。

(3) 選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

18　参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

(1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの

(2) 指定する提出期限後に提出したもの

(3) 必要な提出書類が揃っていないもの

(4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの

(5) 見積上限額および各年度の上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(6) 見積書の金額を訂正したもの

(7) 見積額と内訳の金額が合致しないもの

(8) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があったもの

19　その他

(1) 企画提案については、１者につき１提案とする。

(2) 提出書類は一切返却しない。

(3) プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。

(4) 審査内容および審査経過は公表しない。

(5) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

(6) 提出書類については青梅市情報公開条例(平成３０年条例第３１号)にもとづき公開対象となる。

(7) 本プロポーザルに関する仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。

(8) プロポーザル参加事業者が１者であっても、審査を行い審査基準を満たしていれば契約候補者として選定する。

20　担当

青梅市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

青梅市東青梅１丁目１１番地の１

電話番号　０４２８－２２－１１１１（内線２３９３）

電子メールアドレス　div7540@city.ome.lg.jp

以　上